

インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長（内務大臣指示の発出）

令和3年7月26日（総21第114号）

在デンパサール日本国総領事館

●7月25日、内務大臣は、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、ジャワ・バリでの緊急活動制限を活動制限レベル4と活動制限レベル3に分け、8月2日まで延長する旨の内務大臣指示を発出しました。

当館注：本内務大臣指示を受けた当館管轄3州の対応ぶりは以下のとおりです。

- ・バリ州：バリ州知事通達第12号（後ほど当館領事メールを発出予定）を発出。
- ・NTB州及びNTT州：対応を検討中。

1. 7月25日、ティト内務大臣は、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、ジャワ・バリでの緊急活動制限を活動制限レベル4と活動制限レベル3に分け、8月2日まで延長する旨の内務大臣指示（2021年24号）を発出しました。活動制限レベル4の内容は、現行の緊急活動制限を踏襲しておりますが、一部緩和されています。

2. ジャワ・バリでの活動制限レベル4の実施地域には、ジャカルタ首都圏（ジャボデタベック）、カラワン県、チルボン市、バンドン市、ジョグジャカルタ州、スラバヤ市、マラン市、デンパサール市などが含まれます。

3. ジャワ・バリでの活動制限レベル4の緩和措置の内容は次の通りです。活動制限レベル4における現行の措置の詳細については、7月21日付け当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100215142.pdf>）をご参照ください。

（1）生活必需品以外を販売する市場は、収容人数を50%に制限したうえで午後3時まで営業可能。

（2）路上販売、雑貨店、代理店、金券販売、理髪店、クリーニングサービス、物売り、小規模修理工場、車両洗浄サービス、その他小規模事業は、厳格な保健プロトコルのもと午後8時まで営業可能（詳細については地方政府にて調整）。

（3）屋台、路上販売等の飲食店は、厳格な保健プロトコルのもと午後8時まで営業可能。その場での飲食は、収容人数3人以内、飲食時間20分以内に制限したうえで可能（詳細については地方政府にて調整）。建物内にある飲食店は、ショッピングモール内か独自店舗かを問わず、テイクアウトもしくはデリバリーのみ。

（4）公共交通機関、タクシー、レンタカーは、厳格な保健プロトコルのもと収容人数を50%に制限したうえで営業可能。

4. 活動制限レベル3では一定条件下でのショッピングモールの営業が許可されるなどの一部緩和措置が行われております。詳細については各自ご確認ください。

5. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。

6. 現在、インドネシア国内では、ジャカルタを始め、ジャワ島内を中心に新型コロナウイルスの感染が急激に拡大しており、当館管轄州においても、同様に感染が急激に拡大しています。在留邦人の皆様におかれても、不要不急の移動はなるべく避け、感染予防対策を徹底して、ご自身やご家族の安全確保に努めてください。